

○茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会規則

令和7年9月11日 茅ヶ崎海岸グランドプラン 市有地活用検討委員会 資料 1
-------------------------------------------------

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（令7規則32・一部改正）

(所掌事項)

第2条 委員会は、茅ヶ崎海岸グランドプランの区域内における市有地の活用に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

（令7規則32・一部改正）

(委員)

第3条 委員会の委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（令7規則32・一部改正）

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(令7規則32・追加)

(除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者若しくは3親等内の親族又は自己若しくはこれらの者の所属する法人その他の団体に直接の利害関係のある事件については、その議事に加わることができない。

(令7規則32・追加)

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(令7規則32・旧第6条線下)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経済部拠点整備課において処理する。

(令5規則7・一部改正、令7規則32・旧第7条線下)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(令7規則32・旧第8条線下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年規則第7号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年規則第32号)

この規則は、令和7年7月1日から施行する。